

ケアポートよしだ 研修センター 介護職員初任者研修 通信課程 学 則

(設置目的)

第1条 「ケアポートよしだ 研修センター」(以下「当センター」という。)が行う、「介護職員初任者研修 通信課程」は、介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で最低限度の知識、技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるようにすることを目的とした研修を実施し、介護職員の育成を行うとともに、広く地域社会に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本研修の名称は、「ケアポートよしだ 研修センター 介護職員初任者研修 通信課程」という。

(位置)

第3条 当センターは、島根県雲南市吉田町深野84番地6に置くものとし、スクーリングも当センターで行う。

(修業年限)

第4条 研修期間は8か月以内とし、1年を超えて在籍はできないこととする。

(生徒定員及び学級数)

第5条 1学年につき1学級とし、1学級の定員は25名とする。

(養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とする。

2 履修方法については当センターの初任者研修カリキュラムに沿った内容・時間で履修することとする。

(学年、学期及び休業日)

第7条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

- (1) 年末年始 12月31日～1月3日
- (2) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当センターが認めた日

(入所時期)

第8条 入所時期は、各養成課程の開講日とする。

(入所資格)

第9条 入所資格は介護職員初任者研修修了の資格取得を目指す者で、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 雲南圏域(1市2町)の介護保険事業所に勤務している者
- (2) 雲南圏域(1市2町)に住所がある者
- (3) 研修期間内に雲南圏域に居住予定、または介護保険事業所に就労予定の者

(入所者の選考)

第10条 入所者の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められる者につき先着順に入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受け付けは終了とする。

(入所の手続き)

第11条 受講を決定した者には、受講決定通知書を送付する。

2 受講決定者は、受講決定通知を受け取った後、当センターが指定する期間内に受講料の納入を行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第12条 退学しようとする者は、退学願を提出し、当センターの許可を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の事情その他やむを得ない理由により、受講を一時中断する場合は休学願を提出し、当センターの許可を得るものとする。ただし、在籍年限を超えない範囲での休学を認めるものとする。

3 前条により休学が認められていた者が復学しようとするときは、復学願を提出し、当センターの許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第13条 学習の評価は以下の通りとする。

(1) 受講者が必要な科目すべてを履修したことを確認する。

(2) 添削課題は期限までの提出状況を確認するとともに、その添削を行うことにより、国指針の定める到達目標の修得状況を確認する。到達目標に達していないと認められる場合は、面接指導もしくは課題の再提出及び再評価を行う。

(3) 全科目の履修と介護技術の習得を認定した者に対し1時間以上の筆記試験と実技試験を行い、学科試験60問中70点以上、実技試験評価70点以上の者に対し修了を認定し、当法人において「島根県介護職員初任者研修事業指定要領12」に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)の交付を行う。

(受講料)

第14条 受講料は40,000円(テキスト代込み)とする。

2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。

(補講)

第15条 やむを得ない事情により、研修の一部を欠席した者については、補講を行うことにより当該科目を修了したこととみなす。

2 補講の実施は当法人で行い、補講にかかる受講料は講義・演習・実習に関わらず1日につき3,000円とする。

(教職員の組織)

第16条 当センターに、所長、専任教員、その他必要な教職員を置く。

(受講の取り消し)

第17条 受講者のうち学習意欲が著しく欠け修了の見込みが無いと認められる者、学習意欲が著しく悪く研修の秩序を乱す者、その他受講者としての本分に反した者については、受講を取り消すことができる。

(その他の事項)

第18条 この学則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。